

令和4年分 青色申告決算書（農業所得用）の書き方

税務署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（農業所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる農業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、令和4年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

青色申告特別控除65万円を受けるためには・・・

控除額	適用要件	複式簿記（正規の簿記の原則で記帳）	貸借対照表と損益計算書を添付	期限内に申告（注1）	e-Taxで申告 又は 優良な電子帳簿保存
65万円		○	○	○	○（注3）
55万円		○	○	○	—
10万円		（簡易な記帳）	—（注2）	—	—

（注1） 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。

（注2） 損益計算書の提出は必要です。

（注3） 以下のいずれかの要件を満たす必要があります。

- e-Taxを利用して申告書及び青色申告決算書を提出する。
 - 令和4年分の事業における仕訳帳及び総勘定元帳について、電子帳簿保存法の規定に基づく優良な電子帳簿の要件を満たして電子データによる備付け及び保存を行い、確定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を税務署に提出する。
- ※ 令和3年分以前に電子帳簿保存の要件を満たして青色申告特別控除（65万円）の適用を受け、令和4年分以後も引き続き当該要件を満たしている場合には、新たに届出書の提出は不要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『青色申告特別控除』」をご覧ください。

令和4年分の確定申告から スマホで青色申告決算書の作成ができます！

スマホで国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
青色申告決算書・申告書の作成・送信ができます！

また、自動計算されるため、計算誤りがありません。

※パソコンでも青色申告決算書や申告書の作成・送信ができます。

作成コーナー



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要※

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！
書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

【記載例（決算書1ページ）】

決算書にマイナンバー（個人番号）の記入は不要です。

FA3100

令和04年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

主な農産物・畜産物を記入します。
例：米作農業、果樹栽培農業など

住所	00市△△町×-×××	業種名	〇〇農業	事務所所在地	
フリガナ氏名	カケイ タロウ 国税 太郎	農園名	〇〇園芸	氏名(名称)	
		電話番号	XXX-XXX-XXXX	電話番号	

令和5年3月2日

損益計算書（自〇〇月〇〇日 至 〇〇月〇〇日）

整理番号

提出用 (令和二年分以降用)	科 目		金 額 (円)		科 目	金 額 (円)		科 目	金 額 (円)	
	取 入	取 入	経 費	経 費		差 引 金 額	差 引 金 額		差 引 金 額	差 引 金 額
	販売金額①	9972000	作業用衣料費⑳	36000	差引金額⑳	5537448				
	家事消費金額②	275000	農業共済掛金㉑	28000						
	雑収入③	27000	減価償却費㉒	777486						
	小計(①+②+③)④	10274000	荷造運賃手数料㉓	82000						
	農産物の期首⑤	145000	雇人費㉔	290000						
	棚卸高期末⑥	164300	利子割引料㉕	138000						
	計(④-⑤+⑥)⑦	10293300	地代・賃借料㉖							
	租税公課⑧	72150	土地改良費㉗	18000						
	種苗費⑨	84000	共販諸掛㉘	389027						
	畜畜費⑩	429000								
	肥料費⑪	538000								
	飼料費⑫	375000								
	農具費⑬	286000								
	農薬費⑭	347500								
	諸材料費⑮	387000								
	修繕費⑯	125000								
	動力光熱費⑰	270515								
			雑費⑳	146274						
			小計㉑	4818952						
			農産物以外の期首㉒	342900						
			棚卸高期末㉓	306000						
			経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用㉔	100000						
			計(⑦+⑧-⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱)㉕	4755852						

○損益計算書

収入金額	販売金額等	①・②	決算書2ページの(A)表の①及び②の金額を記入します。
	雑収入	③	決算書2ページの(A)表の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高	⑤・⑥	決算書2ページの(A)表の⑤及び⑥の金額を記入します。
経費(⑧~⑳)			決算整理後の金額を記入します。 なお、㉔の果樹・牛馬等の育成費用の金額を差し引かないところで記入します。 必要経費の算入に当たり、明細書の添付が必要である場合は、明細書を併せて提出します。
	租税公課	⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。
	種苗費～飼料費	⑨～⑫	自給分については、収穫した時の価額によって記入します。
	減価償却費	㉒	決算書3ページの(E)表の㉒の金額を記入します。
	雇人費	㉔	決算書2ページの(C)表の㉔の金額を記入します。
	農産物以外の棚卸高	㉒・㉓	決算書2ページの(B)表の㉒及び㉓の金額を記入します。
	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉔	決算書3ページの(F)表の㉔の金額を記入します。
各種・準備引当金等	貸倒引当金	㉗	前年分決算書の㉗の金額を記入します。
	専従者給与	㉙	決算書2ページの(D)表の㉙の金額を記入します。
	貸倒引当金	㉚	決算書4ページの(J)表の㉚の金額を記入します。
	青色申告特別控除前の所得金額	㉜	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ」(注)を参照してください。
	青色申告特別控除額	㉝	決算書4ページの(K)表の㉝の金額を記入します。
	㉞のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額		㉞の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。この場合、確定申告書にこの特例の適用を受ける旨を記入し、証明書及び所得計算の明細書を添付してください。 ※ この特例の適用に当たり計算される肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、総所得金額から除かれるものではありません。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。

【記載例（決算書2ページ）】

令和 04 年分

フリガナ 氏名 国税 太郎

F A 3 1 2 5

整理番号

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

提出用 （令和二年分以降用）	区分	作付面積 (飼育頭数)	本年		農産物の期首		販売金額	家事消費		農産物の期末	
			取種量 (生産頭数)	金額	数量	金額		金額	金額	数量	金額
田	水稲	200	10890	600	145,000	2395,000	195,000	680	164,300		
	白米用野菜	5					60,000				
	はくさい	40				1,624,000	3,000				
	レタ	10				663,000	2,000				
畑	甘藷みじん	40	15,000			1,420,000	5,000				
特殊施設	きゅうり	600				1,337,000	6,000				
	トマト	600				1,408,000	4,000				
農産物計					⑤ 145,000	8,847,000	275,000		⑥ 164,300		
畜産物子の他						1,125,000					
合計						① 9,972,000	② 275,000				

区分	期首		期末		
	数量	金額	数量	金額	
未収獲農産物					
販売用動物	肉豚	10頭	224,000	7頭	161,000
種苗・飼・肥料・農薬・諸材料	配合肥料	10袋	20,000	33袋	66,000
	配合飼料	40袋	66,000	20袋	33,000
	××乳剤	30本	10,000	50本	18,000
	××水剤	12本	11,000	10本	10,000
その他	多ホニシ	100箱	11,900	150箱	18,000
合計		③ 342,900		④ 306,000	

⑤ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現金	現物	合計	
培養土消毒	16	80,000	13,000	93,000	0
みかん摘果	26	130,000	21,000	151,000	0
その他(8人分)	8	40,000	6,000	46,000	0
計	50	250,000	40,000	290,000	0

⑥ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢	従事月数	支給額			所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
				給料	賞与	合計	
国税喜子	妻	43歳	12	720,000	250,000	970,000	0
一郎	子	21	12	900,000	300,000	1,200,000	2,300
計			24	1,620,000	550,000	2,170,000	2,300

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の金額は、それぞれ1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の欄に記載してください。

④ 収入金額の内訳

区分	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、 温室やビニールハウス等で収穫したものは「特殊施設」欄に記入します。
農産物の期首棚卸高	本年1月1日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。
販売金額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
農産物の期末棚卸高	本年12月31日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。金額については、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物類以外の農産物で、数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
家事消費金額 事業消費金額	農産物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑収入	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。そのほか国や地方公共団体などから支給された助成金等で農業所得として課税の対象となるものがある場合にも、当該助成金等の金額を含めて、この欄に記入します。 また、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「 青色申告の決算の手引き（一般用） 」（7ページ）を参照してください。

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳

未収獲農産物	収穫していない農産物について要した費用を記入します。 なお、毎年同程度の規模で作付けをする未収獲農産物については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
販売用動物	販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
種苗、飼・肥料、 農薬、諸材料	種苗、飼料、肥料、農薬、未使用の俵、苗代用ビニール、杭等の諸材料等の購入に要した費用を記入します。
その他	その他農業用に使用されている貯蔵品について記入します。

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

⑦ 専従者給与の内訳

延べ従事月数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

【記載例（決算書3ページ）】

⑤ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	① 取得価額 (償却保証額) 円	② 償却の基礎 になる金額 円	償却 方法	耐用 年数	④ 償却率 又は 改定償却率	⑤ 本年中の 償却 期間 (12/12)	⑥ 本年分の 普通償却費 (④×⑤×⑧) 円	⑦ 割増(特別) 償却費 円	⑧ 本年分の 償却費合計 (⑥+⑦) 円	⑨ 事業専 用割合	⑩ 本年分の必要 経費算入額 (⑧×⑨) 円	⑪ 未償却残高 (期末残高) 円	摘 要
木造建物(作場)	33	425.5	1,500,000	1,500,000	定額	15	0.067	12/12	100,500	-	100,500	100	100,500	528,500	
金属器具	40	R4.4	1,240,000	1,240,000	定額	19	0.053	12/12	49,290	-	49,290	100	49,290	1,190,710	
耕うん機	18	R4.9	450,000 (39,060)	450,000	定額	7	0.286	12/12	42,900	-	42,900	100	42,900	407,100	
甘藷みかん樹	40a	H19.1	520,000	449,000	旧定額	30	0.034	12/12	16,796	-	16,796	100	16,796	251,264	
一括償却資産	-	R4.	180,000	180,000	-	1/3	-	12/12	60,000	-	60,000	100	60,000	120,000	
パソコン他	-	R4.	500,000 (490,000)	500,000 (490,000)	-	-	-	12/12	-	-	-	-	500,000	-	方法28の2
貯水そう	1	H15.2	800,000	40,000	-	-	-	12/12	8,000	-	8,000	100	8,000	32,000	均等償却
計									277,486	-	277,486		777,486	2,529,574	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から の繰越額 円	② 育成費用の明細				③ 本年取得 価額に加算す る 金額(④-⑤) 円	④ 本年中に成 熟したものの 取得価額 (①+③-⑤) 円	⑤ 翌年への 繰越額 円	⑥、⑦の欄の金額の 計算方法
			④ 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費 円	⑤ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用 円	⑥ 小計 (④+⑤) 円	⑦ 育成中の果 樹等から生じ た収入金額 円				
甘藷みかん樹 (26a)	25.11	275,000	-	100,000	100,000	40,000	60,000	-	335,000	
計		275,000	-	100,000	100,000	40,000	60,000	-	335,000	

⑧ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 借料等の別	面積 a=kg	支払額 円

⑨ 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年申 子の割引 率	左のうち必要 経費算入額 円

⑩ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報 酬等の金額	左のうち必要 経費算入額 円	所有税及び有期特 許料の繰上償却額 円

(注) ⑧、⑨の金額は、それぞれを1ページの⑧、⑨の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
				250%定率法 平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 ^(※1)
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内は記入する必要はありません。		取得価額そのままの金額を記入します。 下段の括弧内に償却保証額(取得価額×保 証率)を記入します。	
②償却の基礎 になる金額	① 取得価額から残存価 額(取得価額×残存割 合(8ページの「残存 割合表」を参照して ください。))を差し引 いた金額(漁業権や特 許権などの無形固定 資産は、取得価額そ のままの金額)を記 入します。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額(生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引 いた金額)に達した 年分の翌年分以後 5年間において均等 償却を行う場合は、 「取得価額×5%」 の金額(生物につい ては、残存価額)を 記入します。	① 前年末の未償却残 高(「取得価額-前年 末までの減価償却費 の累積額」の金額)を 記入します。 ② 減価償却費の累積 額が取得価額の95% 相当額(生物につい ては、取得価額から 残存価額を差し引 いた金額)に達した 年分の翌年分以後 5年間において均等 償却を行う場合は、 「取得価額×5%」 の金額(生物につい ては、残存価額)を 記入します。	取得 価 額 そ の ま ま の 金 額 を 記 入 し ま す。 ① 本年中に取得した 資産は、取得価額そ のままの金額を記入 します。 ② 前年以前に取得 した資産は、前年末 の未償却残高(「取 得価額-前年末まで の減価償却費の累 積額」の金額)を記 入します。 ③ 調整前償却額が 償却保証額未満と なる年分以後は改 定取得価額(最初 に調整前償却額が 償却保証額未満と なる年の期首未償 却残高)を記入し ます。	
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・ 届け出していない方は、旧定額法になります。 ・ 建物(平成10年4月1日以後に取得したもの) 及び生物は旧定額法になります。		取得 価 額 そ の ま ま の 金 額 を 記 入 し ま す。 ・ 届け出していない方は、定額法になります。 ・ 建物、建物附属設備、構築物及び生物(建物附属設 備及び構築物は平成28年4月1日以後に取得したもの に限ります。)は、定額法になります。	
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。			
④償却率又は 改定償却率	6ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合に は、「1/3」と記入します。		調整前償却額が償却保証額未満となる年分 以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入 します。	
⑤本年中の 償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期 間の月数を記入します。			
⑥本年分の 普通償却費	① 「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額 (生物については、取得価額から残存価額を差 し引いた金額)に達した年分の翌年分以後5年 間において均等償却を行う場合は、「{(取得 価額-取得価額×95%-1円)÷5}×⑤」の金額 (生物については、「{残存価額-1円}÷5}× ⑤」の金額)を記入します。		「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。	

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法	200%定率法
				平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日以後に取得 ^(※2)
㊦割増（特別）償却費	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費（普通償却費は含めません。）を記入します。				
㊧未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、㊦の金額から㊦の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から㊦の金額を差し引いた金額				
摘要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間において均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」		調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。		

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます(平成25年3月15日までに「減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書」を提出している方に限ります。)

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

<p>法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。 取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とすることができます。</p> <p>[算式]</p> <p>① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数</p> <p>② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数×0.8) = 耐用年数</p>
--

○ 業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合（転用した場合）の減価償却費の計算

<p>業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の計算に当たっては、業務の用に供しない資産として使用していた期間における「減価の額」の計算を一定の方法で行い、この「減価の額」をその資産の取得価額から控除した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。</p> <p>国税庁ホームページ参照：タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」</p>
--

㉔ 果樹・牛馬等の育成費用の計算

①前年からの繰越額	前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。	
育成費用の明細	㊦本年中の種苗費、種付料、素畜費	このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。
	㊧本年中の肥料、農薬等の投下費用	飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
	㊨育成中の果樹等から生じた収入金額	育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。

㉕ 地代・賃借料の内訳

小作料、賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

㉖ 利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

㉗ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表

<建築物>

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	年24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
木骨モルタル造のもの	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	41
	旅館用・ホテル用のもの	31
	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの その他のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
れんが造・石造・ブロック造のもの	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
	車庫用のもの	34
	公衆浴場用のもの	30
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	34
金属造のもの	事務所用のもの	
	骨格材の肉厚が、(以下同じ。)	
	4mmを超えるもの	38
	3mmを超え、4mm以下のもの	30
	3mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	
	4mmを超えるもの	34
	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
	飲食店用・車庫用のもの	
	4mmを超えるもの	31
	3mmを超え、4mm以下のもの	25
	3mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	
	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
	公衆浴場用のもの	
	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
3mm以下のもの	15	
工場用・倉庫用のもの（一般用）		
4mmを超えるもの	31	
3mmを超え、4mm以下のもの	24	
3mm以下のもの	17	

<構築物>

構造・用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	年14
	果樹棚又はホップ棚	17
	その他のもの	
	〔【例示】 頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料だめ、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど〕	
	主として金属造のもの	14
	〔【例示】 斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など〕	
	主として木造のもの	5
	〔【例示】 果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など〕	
	土管を主としたもの	10
	〔【例示】 暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など〕	
その他のもの	8	
〔【例示】 薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など〕		

<車両・運搬具>

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	年4
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	4
	その他のもの	5
	その他のもの	6
	2輪・3輪自動車	3
	自転車	2
リヤカー	4	

<工 具>

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）		年5
治具、取付工具		3
切削工具		2
型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型 その他のもの	2 3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。） 自製活字、活字に常用される金属	2 8

<器具・備品>

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット	年15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机、いす	5
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	
	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー	
	その他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4	
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	
じゅうたんその他の床用敷物		
小売業用・接客業用・放送用・レコード		
吹込用・劇場用のもの	3	
その他のもの	6	
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
食事・ちゅう房用品		
陶磁器製・ガラス製のもの	2	
その他のもの	5	
その他のもの		
主として金属製のもの	15	
その他のもの	8	
事務機器、通信機器		
謄写機器、タイプライター		
孔版印刷・印書業用のもの	3	
その他のもの	5	
電子計算機		
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	4	
その他のもの	5	
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	
その他の事務機器	5	
テレタイプライター、ファクシミリ	5	
インターホーン、放送用設備	6	
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備、デジタルボタン		
電話設備	6	
その他のもの	10	
容器、金庫		
ボンベ		
溶接製のもの	6	
鍛造製のもの		
塩素用のもの	8	
その他のもの	10	
ドラムかん、コンテナその他の容器		
大型コンテナ（長さが6m以上のものに限る。）	7	
その他のもの		
金属製のもの	3	
その他のもの	2	
金庫		
手さげ金庫	5	
その他のもの	20	

<機 械・装 置>

設備の種類	細 目	耐用年数
農業用設備		7年
林業用設備		5

<生 物>

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。）	6
	役肉用牛	4
	乳用牛	4
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。）	6
	種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。）	6
	競走用	4
	その他用	8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用	4
	その他用	6
かんきつ樹	温州みかん	28
	その他	30
りんご樹	わい化りんご	20
	その他	29
ぶどう樹	温室ぶどう	12
	その他	15
梨樹 桃樹 桜桃樹 びわ樹 くり樹 梅樹 柿樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 キウイフルーツ樹 ブルーベリー樹 パイナップル 茶樹 オリーブ樹 つばき樹		26
		15
		21
		30
		25
		25
		36
		25
		16
		11
		22
		25
		3
		34
		25
		25
	桑樹	立て通し
根刈り、中刈り、高刈り		9

(注) この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

残存割合表

(平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産には適用しません。)

資産の種類等	残存割合	資産の種類等	残存割合
建物、農機具などの一般減価償却資産	10%	馬	
牛		繁殖用、競走用	20%
繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛	20%	種付用	10%
種付用の乳用牛	10%	その他用	30%
その他用	50%	綿羊、やぎ	5%
豚	30%	果樹その他の植物	5%

※ 牛と馬については、残存価額（取得価額×残存割合）が10万円以上となる場合には、10万円とします。

電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度は、一定の要件を満たした上で、電磁的記録による保存を可能とする制度ですが、この制度を利用することにより、経理の電子化による生産性向上やテレワークの推進等に資することが可能です。

○ 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）及び国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下で、電磁的記録等による保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（取引の相手方から受領した領収書・請求書等）については、一定の要件の下で、スキャナにより記録された電磁的記録の保存により、当該書類の保存に代えることが可能です。

○ 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、取引情報の授受を電磁的に行った場合、一定の要件の下で、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存することが必要です。

※ 令和5年12月末までに請求書・領収書などを紙ではなく電子データでやりとりした場合には、その電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。詳しくは、国税庁ホームページの「電子帳簿等保存制度特設サイト」をご覧ください。



電子帳簿等保存制度特設サイト